

# 保管船舶目録

平成27年5月  
東京都建設局

・平成25年6月26日に東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例第11条第1項の規定により、二級河川築地川から移動させた船舶。保管場所：新砂貯木場一時保管施設（江東区新砂三丁目地先）

## 保管継続中

### ● 売却のための要件（条例第12条第3項）

（下記要件ア・イのいずれかを充足する必要がある。）

ア規則で定めるところにより評価した当該船舶の価格に比し、その保管に不相当な費用を要すること。

イ当該船舶が滅失し、又は破損するおそれがあること。



船舶情報	所有者	[REDACTED]		
	船舶番号	[REDACTED]		
	寸法	船長:8.53m 船幅:2.50m		
売却要件	要件ア	○	評価額	500,000円 (最高額)
			保管費用	574,875円 (※1)
	要件イ	×		

(※1) 平成26年7月11日時点での確定金額。

## 廃棄済

### ● 廃棄のための要件（条例第12条第6項）

（下記要件①・②のいずれも充足する必要がある。）

① 該船舶がその本来の用途に供することが困難な状態にあること

② 規則で定めるところにより評価した当該船舶の価値が著しく低いこと ⇒船舶評価額が、保管費用の1箇月分（1隻あたり約5万円）を下回ること



船舶情報	所有者	[REDACTED]
	船舶番号	[REDACTED]
	寸法	船長:13.46m 船幅:4.51m
廃棄要件	要件①	○
	要件②	0円 (部品として売却すれば30万円)

船舶情報	所有者	[REDACTED]
	船舶番号	[REDACTED]
	寸法	船長:12.30m 船幅:3.80m
廃棄要件	要件①	○
	要件②	0円 (アルミとして売却すれば30万円)

船舶情報	所有者	[REDACTED]
	船舶番号	[REDACTED]
	寸法	船長:9.00m 船幅:2.68m
廃棄要件	要件①	○
	要件②	0円

船舶情報	所有者	[REDACTED]
	船舶番号	[REDACTED]
	寸法	船長:7.35m 船幅:1.71m
廃棄要件	要件①	○
	要件②	0円

船舶情報	所有者	[REDACTED]
	船舶番号	[REDACTED]
	寸法	船長:3.19m 船幅:1.71m
廃棄要件	要件①	○
	要件②	20,000円 (ボートとして売却可能)